

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示について（案）

平成 29 年 6 月 14 日
原子力規制庁

1. 背景

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）は、二国間原子力協定に基づく規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備を「国際規制物資」として、それらを使用する者に対して供給当事国ごとの数量の管理や報告等の義務を課している。
- (2) 平成 29 年 6 月 7 日に国会で承認された原子力の平和的原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定（以下「日印協定」という。）の発効の前提として、日印協定の対象物を国際規制物資として管理するための関連する規則及び告示の一部の改正が必要となる。

2. 規則等改正案の概要

- (1) 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則
日印協定の締結に伴い、同協定の対象物は新たに原子炉等規制法第 2 条第 11 項に定める国際規制物資に該当することになることから、国際規制物資の使用等に関する規則で規定する、国際規制物資の供給当事国別明細報告において使用する、インド共和国の供給当事国符号を定める。
- (2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示
原子炉等規制法第 2 条第 12 項に基づき国際規制物資に日印協定の協定対象物が加わることを告示する。

3. 改正手続き

行政手続法第 39 条では、「命令等」を定めようとする場合には原則として意見公募手続を行うことを定めているが、以下の理由から今回は意見公募手続を行わずに、当該改正について諮ることとしたい。

- 「国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則」については行政手続法に基づく「命令等」に該当する。しかしながら、同改正の内容は国際規制物資を供給当事国ごとに識別して管理するために供給当事国符号を日印協定対象物について付与するという形式的な変更であるため、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号及び同法施行令第 4 条第 2 項第 2 号に基づき意見公募手続の適用対象外となる。
- 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示」については、原子炉等規制法第 2 条第 11 項の規定により、日印協定対象物が国際規制物資となるという事実を単に公示するものであり、行政手続法第 2 条第 8 号に規定される「命令等」の対象となる「処分の要件を定める告示」には該当しないため、意見公募手続の適用対象外となる。

(参考)

○原子炉等規制法 一部抜粋

(定義)

第二条 (略)

2～10 (略)

11 この法律において「国際規制物資」とは、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「保障措置協定」という。)その他日本国政府と一の外国政府(国際機関を含む。)との間の原子力の研究、開発及び利用に関する国際約束(核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書(以下単に「追加議定書」という。)を除く。以下単に「国際約束」という。)に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

12 前項の国際規制物資は、原子力規制委員会が告示する。

13 (略)

○行政手続法 一部抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 (略)

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。)又は規則

ロ～二 (略)

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 (略)

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

○行政手続法施行令 一部抜粋

(意見公募手続を実施することを要しない命令等)

第四条 (略)

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
- 二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定 一部抜粋

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力(核物質、核物質ではない資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。)を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する(i)原料物質又は(ii)特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であつて両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により合意されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により合意されるその他の核分裂性物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「核物質ではない資材」とは、原子炉において使用する物質であつてこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

- (d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。
- (e) 「技術」とは、核物質、核物質ではない資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要な特定の情報をいう。ただし、公に利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形態をとることができ、そのような形態には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。この特定の情報は、形態のいかんを問わずこの協定に基づいて移転され、並びに両締約国政府の合意により、印刷物又は電子的な形態のいずれかによってこの協定の適用を受けるように指定され、及び文書化される。
- (f)～(h) (略)
- (i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。
- (j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。
- (i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質
 - (ii) この協定に基づいて移転された核物質ではない資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質
 - (iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

第十七条

- 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。
- 2・3 (略)

別表 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前																						
<p>様式第5（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1136 689 1216 1097"> <tr> <td>報告年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告番号</td> <td>(注1)</td> </tr> </table> <p>核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)</p> <p>[略]</p> <p>[注1～16 略]</p> <p>17 [略]</p> <table border="1" data-bbox="667 273 903 788"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>アラブ首長国連邦</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>インド</td> <td>N</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[注18～33 略]</p> <p>[備考1～4 略]</p>	報告年月日		報告番号	(注1)	[略]	[略]	アラブ首長国連邦	E	インド	N	[略]	[略]	<p>様式第5（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1136 1612 1216 2020"> <tr> <td>報告年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告番号</td> <td>(注1)</td> </tr> </table> <p>核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)</p> <p>[同上]</p> <p>[注1～16 同上]</p> <p>17 [同上]</p> <table border="1" data-bbox="705 1196 903 1711"> <tr> <td>[同上]</td> <td>[同上]</td> </tr> <tr> <td>アラブ首長国連邦</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>[同上]</td> <td>[同上]</td> </tr> </table> <p>[注18～33 同上]</p> <p>[備考1～4 同上]</p>	報告年月日		報告番号	(注1)	[同上]	[同上]	アラブ首長国連邦	E	[同上]	[同上]
報告年月日																							
報告番号	(注1)																						
[略]	[略]																						
アラブ首長国連邦	E																						
インド	N																						
[略]	[略]																						
報告年月日																							
報告番号	(注1)																						
[同上]	[同上]																						
アラブ首長国連邦	E																						
[同上]	[同上]																						
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>																							

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>〔略〕</p> <p>〔一〇七三三 略〕</p> <p>七十四 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定（平成二十九年条約第 号。以下「日印協定」という。）に基づき、インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質</p> <p>七十五 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質</p> <p>七十六 日印協定に基づき、インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材及び設備</p> <p>七十七 前号の資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質</p> <p>七十八 日印協定に基づき、インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備</p> <p>七十九 日印協定に基づき、インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びインド共和国政府が合意した核燃料物質</p> <p>八十 第一号、第二号、第四号、第五号、第六号、第八号から第十二号まで、第十四号、第十四号の二、第十四号の四から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十七号から第三十九号まで、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで、第五十三号、第五十五号から第五十七号まで、第五十九号、第六十一号から第六十三号まで、</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔一〇七三三 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>七十四 第一号、第二号、第四号、第五号、第六号、第八号から第十二号まで、第十四号、第十四号の二、第十四号の四から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十七号から第三十九号まで、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで、第五十三号、第五十五号から第五十七号まで、第五十九号、第六十一号から第六十三号まで</p>

<p>第六十五号、第六十七号から第六十九号まで、第七十一号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号及び前号の核燃料物質以外の核燃料物質であつて、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和五十二年条約第十三号）に基づく保障措置の適用を受けるもの</p>	<p>、第六十五号、第六十七号から第六十九号、第七十一号及び前号の核燃料物質以外の核燃料物質であつて、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和五十二年条約第十三号）に基づく保障措置の適用を受けるもの</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	